

被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

(1) 内閣府令で定める「その他の」支援対象経費 (第4条)

- ・ 建築確認・完了検査等申請手数料
- ・ 仲介手数料
- ・ 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
- ・ 水道加入分担金

(2) 長期避難解除世帯の特例 (第7条、第8条)

避難指示等が解除されないまま通算3年以上経過した場合であって、当該避難指示等が解除された後2年以内に、従前居住していた市町村に居住する世帯に対し、現行の通常経費及び特別経費の限度額を70万円上乘せする特例を認める。(法律上の総支給額300万円の範囲内。)

(3) 居住安定支援のための支援金額の限度額 (第9条)

家賃・利用料 50万円

解体・撤去・整地費、利息・債務保証料、その他

200万円(大規模半壊世帯等は100万円)

(及び で200万円を限度とする)

単数世帯は上記の3/4

(4) 支給対象経費の算出額 (第11条)

居住安定支援に係る経費それぞれについて算出額を定める。

家賃・利用料 : 支出額から月額2万円を減じた額(50万円限度)

解体・撤去・整地費 : 支出額の70%(200万円限度)

利息 : 年1%~3.5%の部分(200万円限度)

債務保証料・その他 : (200万円限度)

~ の大規模半壊世帯等は100万円限度

他の都道府県へ移転する場合の限度額は上記の1/2

(5) 支援金の申請期間 (第12条)

従前からの支援対象経費 13月

家賃・利用料 25月

居住安定確保に係る経費のうち家賃・利用料以外 37月

長期避難解除世帯 25月

やむを得ない事情がある場合は延長可